

秋田公立美術大学附属図書館複写取扱細則

平成25年4月1日

規程第14号

(趣旨)

第1条 この細則は、秋田公立美術大学附属図書館利用規程（平成25年公立大学法人秋田公立美術大学規定第13号。以下「利用規程」という。）第19条により、秋田公立美術大学附属図書館（以下「図書館」という。）における文献の複写（以下「複写」という。）に関し必要な事項を定める。

(複写の範囲)

第2条 複写は、次の各号に掲げる場合に限って行うことができる。

(1) 利用規程第3条に定める利用者（以下「利用者」という。）が、その教育研究および学習に必要とする場合

(2) 次に掲げる本学以外の機関が、その業務上必要とする場合

ア 大学図書館、短期大学図書館および高等専門学校図書館ならびに学校図書館法（昭和28年法律第185号）第2条に規定する学校図書館

イ 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館

ウ 国公立の試験、研究および調査等を行う機関

(3) その他図書館長が必要と認めた場合

(複写の申込み)

第3条 図書館において複写を希望する者（以下「申込者」という。）は、あらかじめ別紙申込書（様式第1号）を図書館長に提出しなければならない。ただし、前条第2号に掲げる場合は、当該本学以外の機関が定める文献複写申込書によることができる。

(申込みの制限等)

第4条 図書館長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、申込者に

対し、複写の申込みを制限し、又は断ることができる。

(1) 著作権法（昭和45年法律第48号）に定めのある範囲を逸脱すると認められる場合

(2) 図書館の複写処理能力を越える複写の申込みがあった場合

(3) 複写により損傷するおそれのある図書館資料の複写の申込みがあった場合

(4) 複写の禁止が定められている場合

(5) その他図書館長が特別な理由があると認めた場合

（文献複写料金）

第5条 申込者は、別表に定める文献複写料金（以下「料金」という。）を納めなければならない。

2 前項の場合において、送料その他当該複写に必要な費用は、申込者の負担とする。

3 既に納付した料金は、還付しない。

（他機関との複写に関する取扱い）

第6条 利用者（利用規程第3条に定める学外利用者を除く。以下この条において同じ。）が他大学の図書館等の資料の複写を希望する場合は、図書館長を通じ当該図書館等へ申込みすることができる。

2 前項の場合において、その手続に要する費用は、他大学の図書館等からの請求に基づき当該利用者が負担するものとする。

3 本学以外の機関から資料の複写について申込みがあった場合は、図書館長が本学の教育研究および学習に支障がないと認める範囲で、これに依るものとする。

（著作権に関する責任）

第7条 複写に当たって、著作権上の問題が生じた場合は、すべて申込者がその責任を負うものとする。

（委任）

第8条 この細則に定めるもののほか、文献複写の取扱いに関し必要な事項は、図書館長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日規程第16号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

種別		単位	料金	
			図書館内で自ら 複写する場合	図書館に依頼し 複写する場合
電子複 写方式	A3版以下 (モノクロ)	1枚	10円	35円
	A3版以下 (カラー)		50円	75円

文献複写申込書

照合チェック

(あて先)
秋田公立美術大学附属図書館長

次のとおり文献複写を申し込みます。

申込日		年	月	日
申込者	氏名			
	所属	[1. 学生 2. 教職員 3. その他]		

誌名 (書名) 巻・号・年、ページ	複写枚数 (用紙)

私は、著作権のある資料（著者の死後50年を経過していない著作物など）の複写について、以下に記載する事項を遵守します。

- ① 公表された著作物は全部ではなく一部分（※1）であること。
- ② 定期刊行物に掲載された各論文その他の記事は全部であるが、刊行後相当の期間（※2）を経たものであること。
- ③ コピー部数は一人について一部のみであること。
- ④ 利用者の調査研究のためであること。
- ⑤ 有償無償問わず、再複写したり頒布したりしないこと。

※1：一部分とは半分を超えない程度

※2：相当の期間とは次号の刊行まで、あるいは刊行後3か月

著作権上の問題が発生した場合は、その一切の責任は私が負います。